

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
7月12日
(木曜日)

目次

選挙告示

- 参議院議員通常選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日.....
- 参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務の取扱い.....
- 参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時.....
- 参議院山口県選出議員選挙におけるポスター掲示場への掲示を開始することができる日.....
- 参議院山口県選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時.....
- 参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時.....
- 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時.....
- 参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額.....
- 参議院議員選挙選挙長告示.....
- 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時.....
- 参議院議員選挙選挙分会長告示.....
- 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時.....

山口県選挙管理委員会告示第六十九号

平成十九年七月二十九日執行の参議院議員通常選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。



平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	蓋井	平成十九年七月二十八日
萩市	大島	
	相島	
	見島第一	
	見島第二	
防府市	野島	
岩国市	柱島	
	端島	
	黒島	
柳井市	平郡第一	
	平郡第二	
熊毛郡上関町	八島	
	祝島	

山口県選挙管理委員会告示第七十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

一 参議院山口県選出議員選挙

選挙	選挙長	職務代理者
住 所	氏 名	住 所
防府市大字田島一五一五の四	福田隆司	山口市嘉川三八〇の三
		氏 名
		西山京子

二 参議院比例代表選出議員選挙

選 挙 分 会 長	住 所	選 挙 分 会 長 職 務 代 理 者	住 所
香川 智弘	山口市道場門前二丁目一番三号	岩国市三笠町三丁目三番七号	吉良 昭治

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

山口県選挙管理委員会告示第七十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

一 参議院山口県選出議員選挙選挙会

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

(二) 日時 平成十九年八月一日午前十時

二 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

(二) 日時 平成十九年八月一日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山口県選出議員選挙における選挙運動用ビラにはる証紙の様式は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

第 21 回
参議院議員選挙
山口県選挙区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山口県選出議員選挙において、候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

開始期日 平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

平成十九年七月二十九日執行の参議院山口県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成十九年七月十二日午後六時

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

平成十九年七月二十九日執行の参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

一 参议院山口県選出議員選挙

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

(二) 日時 平成十九年七月十三日午後五時三十分

二 参议院比例代表選出議員選挙

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

(二) 日時 平成十九年七月十六日午後一時

山口県選挙管理委員会告示第七十七号

平成十九年七月二十九日執行の参议院比例代表選出議員選挙における参议院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成十九年七月十二日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

平成十九年七月二十九日執行の参议院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

制限額 三九、七四九、四〇〇円

参议院山口県選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参议院山口県選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

参议院山口県選出議員選挙選挙長 福田隆司

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成十九年七月二十七日午前十時

参议院比例代表選出議員選挙分会長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参议院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

参议院比例代表選出議員選挙分会長 香川智弘

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成十九年七月二十七日午前十時

平成十九年七月十二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）